事務局長　おはようございます。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日、欠席の届け出が、１番、鈴木正雄委員、２１番、鈴木靖浩委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第８回大仙市農業委員会総会を開催いたします。　(午前１０時　開会)

事務局長　はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。
ただいまの出席者は２２名となっております。
会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
続きまして、前回１月１２日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第８回総会までの業務報告書をご覧願います。
１月１２日に第５回農業委員会役員会を委員１０名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。協議結果については、下段に記載しておりますので、ご確認いただきたいと存じます。役員会終了後に第７回農業委員会総会を委員２３名、推進委員３１名の出席をいただき、同会場にて開催しております。さらに総会終了後には、グランドパレス川端に移動して新春懇談会を開催しております。委員２２名、推進委員２２名の出席をいただいております。
１月１６日には、広報専門委員会を委員７名の出席をいただき、神岡庁舎において開催しております。４月１日発行の農業委員会だより第２６号の掲載記事等についてご協議いただいております。
１月２３日、２４日には、令和５年度秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修が実施され、会長と私が参加しております。宮城県大崎市のトマトを栽培している株式会社まやまのさとうファームと仙台市の観光果樹園せんだい農業園芸センターを視察しております。
その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
また、今月は各種専門委員会を今後予定しております。一番下に記載のとおりですのでお忘れのないようお願いいたします。
以上で、主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開会します。
はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１６番、桜田友子委員、１７番、渡邊敏雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和６年２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　９ページ５番について説明いたします。
農地の所在は、○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、８６歳です。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、８１歳です。設定期間は５年。賃借料は、○○○○○となっております。
申請理由といたしまして、今まで農業経営基盤強化促進法により利用権設定しておりましたが、借受人の○○○○○さんの経営面積が減少したことから、農地法第３条により契約をするものです。賃借料が○○○○○となっておりますが、耕作してもらえるなら安くても構わないという所有者の意向によるものです。

参　与　次に、１０ページ、７番をご説明します。
農地の所在は、清水○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。贈与による所有権移転です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６５歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。譲渡人と譲受法人の代表は、親子の関係です。
申請理由としまして、譲受法人の○○○○○○○○○○○○○○○○は全１７棟のハウスで、夏は施設大玉トマトを、秋から冬にかけては葉物野菜をメインに生産する法人です。当該農地は現在、○○○○さんから○○○○○○○○○○○に使用貸借権を設定し、パイプハウス５棟で大玉トマトと露地で葉物野菜を作付けしております。法人の営農が軌道に乗ってきたのを機に○○さんから父の○○さんに当該農地の取得について相談したところ、今回の贈与となったものです。

参　与　１１ページ８番についてご説明いたします。
農地の所在は、南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、田４筆、計５筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。有償移転の案件になります。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、９７歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○、○○○さん、６１歳です。譲渡人と譲受人の関係は、叔父と甥の関係になります。売買価格は、１０アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○○○円です。
理由といたしまして、譲渡人は高齢のため農地を処分したいと考えておりました。また、甥である譲受人は新たに農業経営を開始する農地を探しており、相談がまとまったものになります。当該地は、ほ場整備が行われておらず不便なことから休耕地となっていましたが、一方で立地的に水質や土壌が良好であることがわかっておりました。そのようなことから日本酒用の酒米の生産には適しているのではないかとのことで、今回○○○○○○○○○○○○○○○○○から要望を受け、譲受人が計画を調整したものです。農地取得後の農作業の従事については、事前に営農計画書により確認しておりますが、同じ集落の農家のほか、南外地域の○○○○○○○○○からの協力を受ける予定となっており問題のないものと思われます。

参　与　１１ページ　９番の説明をいたします。

農地の所在は、太田町太田〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４４歳です。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５２歳です。譲渡人と譲受人は、従兄弟の間柄になります。
申出理由といたしまして、現在譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さん名義の家屋に住んでおり、この度〇〇さんが家屋と宅地、隣接する申請農地を〇〇さんへ贈与するものです。なお、申請農地では、家庭菜園として利用すると伺っております。

事務局長　議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました４件のほかに、有償所有権移転１件、使用貸借権設定の新規１件、更新３件がございます。
１２ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第２号の農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和６年２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１３ページ１番をご覧ください。位置図及び配置図は、資料の１、２ページになります。
農地の所在は、下深井〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇平方メートル、１筆です。使用貸借による転用です。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、借受団体は〇〇〇〇の共同墓地を管理していますが、墓地の敷地が経年により崩れ、土砂が水路に崩落する危険が生じたことから一部の墓を移転する必要が出てきました。しかし、現状の敷地に余裕がないことから、やむなく敷地を拡張し墓の移転を計画したものです。
許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第１種農地に分類されます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この墓地は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであることから許可要件を満たしているものと判断しました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。なお、本案件は昨年７月開催の総会において、農振除外案件とし

て同意をいただいた案件でございます。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。
　案件1番についてお願いします。

髙橋勝範委員　　１４番、髙橋です。
　先般、事務局と一緒に現地確認してきました。資料を見ても分かりますとおり不整形な圃場であり、また未整地な圃場でありますが、周辺に迷惑をかけることは無いと思われますので、どうかよろしくお願いいたします。

事務局長　　現地調査大変ありがとうございました。
　それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長　　議案第３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和６年２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　議案第３号、案件１番は、〇番、〇〇〇〇委員の関係議案ですが、〇〇委員は本日欠席しておりますので一般案件に繰り入れて個別の審議は省略いたします。

議　長　　議案第３号、案件１３番から１６番を議題とします。
　本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
　　（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２２ページから２３ページの１３番から１６番について、関連がありますので一括して説明いたします。
　利用権を設定する農地は、花館〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１４筆、計１５筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇

○○○○さん、７４歳外３名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６５歳です。期間は全て５年間。賃借料は、１０アール当たり○○円から○○○○○○○円です。
　ただいま説明いたしました１３番から１６番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
　よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
　○○番、○○委員の入場を求めます。
　　（○○委員　入場）

議　長　　議案第３号、案件１７番から１９番を議題とします。
　本案件は、１９番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
　　（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２４ページ、２５ページ、１７番から１９番は関連がありますので合わせて説明いたします。
　利用権を設定する農地は、神宮寺○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田１６筆、計１７筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８８歳外２名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○、○○○○○、○○○さんになります。設定期間は５年、１０アール当たりの賃借料は、ほ場の状況により、○○○○○円から○○○○○○円となっております。
　只今ご説明いたしました１７番から１９番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
　よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
　○○番、○○委員の入場を求めます。
　　（○○委員　入場）

議　長　　議案第３号、案件２０番、２１番は、○○番、○○○○委員の関係議案ですが、○○委員は本日欠席しておりますので一般案件に繰り入れて個別の審議は省略いたします。

議　長　　議案第３号、案件２２番から２６番を議題とします。
本案件は、○○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２６ページから２８ページ、２２番から２６番について、設定を受ける方が同一ですので、一括で説明させていただきます。
利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田１７筆、計１８筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。利用権の設定の案件です。利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８１歳外４名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７１歳です。契約期間は５年、賃借料は○○○○○円です。
理由といたしまして、２２番は新規の案件になりますが、所有者の○○さんは高齢となったことから、以前より経営規模の縮小を考えていました。今回その旨を○○委員に相談し、近隣を耕作していることから借り受けることにしたものです。他の案件については、設定期間満了による更新の案件になります。
この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　議案第３号、案件１１４番を議題とします。
本案件は、○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　議案書については、ナンバー２になります。議案書ナンバー２、８５ページ、８６ページ、１１４番をご説明します。

利用権を設定する農地は、清水○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田１４筆、計１５筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。農地中間管理事業による新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８９歳です。農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。設定期間は５年で、１０アール当たりの賃借料は、○○円です。

申出理由といたしまして、当該農地をこれまで耕作していた方が、体調不良により経営を縮小することとなりました。そこで近隣を耕作する○○○○○○○さんに相談したところ、これに応じてくれたものです。

なお、この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

○番、○○委員の入場を求めます。

（○○委員　入場）

議　長　議案第３号、案件１１５番を議題とします。

本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。

（○○委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　８６ページ１１５番をご説明します。

利用権を設定する農地は、豊川○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田７筆、計８筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。農地中間管理事業による新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。農地を借り受ける方は、利用権を設定する方と同じです。設定期間は、５年で使用貸借です。

申出理由といたしまして、当該農地は、令和４年度に国補助事業の農地耕作条件改善事業を活用して区画拡大工事を実施しております。事業の制度上、農地中間管理事業の活用面積増加の条件があることから、事業実績報告を行う本年度末までに中間管理権を設定するため今回の契約を行うものです。なお、所有者と借受者が同じになりますが、事業上必要な手続きであり、事前に秋田県農業公社に問題がないことを確認しております。

この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　議案第３号、案件１１６番を議題とします。
本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます

参　与　　８７ページ１１６番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、田８筆、計９筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。農地中間管理事業による新規の賃貸借の案件です。利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○、○○○○○さん、８３歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。設定期間は５年で、賃借料は１０アール当たり○○○○○円です。
申請理由といたしまして、○○○さんが高齢により農地の管理ができなくなり、耕作者を探している旨を農業委員の○○さんに相談したところ、近隣を耕作する○○○○○○○○○○○○○○○○○が借り受けることとなったものです。
この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　審議の途中ですが、ここで暫時休憩します。
（午前１０時３７分　休憩）

議　長　　休憩前に引き続き会議を再開します。
（午前１０時４５分　再開）

議　長　　次に、議案第３号、案件１番から１２番、２７番から１１３番、１１７番から２３９番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与　　議案書については、ナンバー１にお戻りください。議案書、ナンバー１、１５ページから１８ページの５番を説明いたします。
所有権を移転する農地は、松倉〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田２９筆、畑２筆、計３２筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８５歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、４４歳です。売買価格は総額〇〇〇〇円で、１０アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。
申請理由として、買受者の〇〇さんは当該農地の周辺で会社の経営も行っており、別件として、〇〇さんの農地を転用して会社の敷地を拡大する計画を持っているところです。一方で、〇〇さんは以前から農地を手放したいと考えており、転用の相談を受けた際、転用する農地以外の近隣の農地もまとめて買ってほしい旨要望しました。〇〇さんは将来の計画として、引退後の営農の考えなどもあったことからこの申し出を受け、売買にいたったものです。なお、〇〇さんの考えとして、当面は近隣農家の協力も得ながら耕作し、農機具の購入など徐々に本格的な営農体制を整えていく予定とのことです。

参　与　　１９ページ８番から２０ページ９番は関連がありますので、一括で説明させていただきます。
農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積が〇〇〇平方メートル、外、田２筆、畑２筆、計５筆、合計面積は〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳外１名です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。売買価格は、１０アール当たり〇〇〇〇〇〇円、総額は、８番が〇〇〇〇〇〇〇円、９番は〇〇〇〇〇〇〇円となっています。
申請理由につきましては、譲り受ける〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇はいぶりがっこの製造・販売をしておりますが、大根の作付けを拡大するために、今回新たに農地を購入するものです。法人の所在は〇〇〇〇〇〇〇、従業員に〇〇〇〇の方がおり、また、必要な農機具も所持しているため耕作には問題無いことを確認しています。売買価格が１０アール当たり〇〇円と安くなっておりますが、売渡人の〇〇さん、〇〇さんから、活用してもらえれば安くても構わないとの意向によるものです。

参　与　　２１ページ１２番について説明いたします。売買による所有権移転です。
所有権を移転する農地は、太田町太田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積 〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５５歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７０歳です。売買価格は、総額〇〇〇円。１０アール当たりで割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円となっております
申出理由としまして、譲渡人の〇〇さんは経営規模の縮小を考え、譲受人の〇〇さんに売買の相談したところ、〇〇さんが買受に応じてくれたものになります。なお、売買価格が低く設定されておりますが、申請農地は不整形で耕作条件が悪く、長年保全管理されていた農地であるため、再生に労力を伴うことを考慮し売買価格が低くなっております。

参　与

５２ページ、６５番から５４ページ７０番までは、関連がありますので一括でご説明します。また、８４ページには借受法人について概要を記載していますのでご覧願います。

利用権を設定する農地は、豊川〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１０筆、計１１筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の賃貸借権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６６歳外５名です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は６５番と６６番が５年、６７番から７０番が１年です。賃借料は〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円まで差がありますが、これは耕作条件の違いによるものです。

申請理由といたしまして、農地を借り受ける〇〇〇〇〇〇〇は、今後事業採択が予定される、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の受け手として設立された法人です。既に認定農業者の申請手続きが完了しており、認定見込みとなっております。本年中に圃場整備区域内の農地、約１１町歩を中間管理事業により集積予定としています。設定期間の違いについては、６５番と６６番は圃場整備区域外ですが、近接していることから借り受けるものです。６７番から７０番までは圃場整備区域内ですが、今後本年中に中間管理事業に切り替える必要があるため１年で設定しております。

参　与

次に、５８ページから６１ページ、７７番をご説明します。

農地の所在は、上鴬野〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田２５筆、畑３筆、計２９筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の使用貸借権の設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７５歳。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は１０年で使用貸借です。

申請理由といたしまして、利用権の設定を受ける〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、水稲及び露地枝豆、菌床キノコを生産している法人です。当該農地の大半は代表である〇〇〇〇さんが法人設立時に、父と賃貸借契約し、これまで営農しておりました。農地の所有者である父が令和４年に亡くなり、相続登記完了したことにより、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ新たに使用貸借権の設定をするものです。

参　与

次に６１ページ、７８番をご説明します。

利用権を設定する農地は、豊岡〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田７筆、計８筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の使用貸借設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳、利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は５年１ヶ月で、以前の他の契約と終期をあわせたものです。

申請理由といたしまして、〇〇さんは自身が耕作し水稲を作付していた農地は、平成３１年から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と賃貸借契約して貸付しております。耕作条件が悪い他の所有地は、自家野菜を作付しておりました。このたび〇〇さんは体調不良により、自己保全も難しくなってきたことから、残りの農地を貸し付けるものです。当該農地は耕作条件が悪く、土地改良区の経常賦課金を負担してもらえるのであれば、賃借料はいらないと〇〇さんからの申し出により使用貸借するものです。

参　与

議案書については、ナンバー２になります。議案書ナンバー２、９５ページの１２８番について説明いたします。

利用権を設定する農地は、大曲西根○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６７歳外２名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。期間は１０年間、使用貸借の契約です。

申請理由として、○○さんは去年の４月、中間管理事業により他の農地を○○○○○○○○に貸し付けしており、その際当該農地もあわせて貸し付ける予定としておりましたが、契約の条件が合わず保留状態となっていました。その後法人の分割化等を経て協議を続け、このたび話がまとまったため貸し付けることになったものです。なお、使用貸借となっておりますが、当該農地は長年作付けがされていないことなど、圃場の条件によるものです。

参　与　　続きまして、議案書ナンバー２の２１４ページをご覧ください。

太田南部地区のほ場整備事業に伴い、新規に法人が設立されていますのでご連絡します。２１４ページの下段に、新規法人の一覧を記載しておりますのでご覧願います。読み上げますと、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○、○○○○○、○○○の５法人です。一部、昨年１２月総会において、中間契約の受け手の変更のため、事前に説明した法人が含まれています。集積筆数は、合わせて１，０５０筆、集積面積につきましては、約○○○ヘクタールを予定しています。当該法人が関連する一括方式の案件１４７番から２３６番については、同事業による中間管理機構を通した賃貸借契約になります。

事務局長　　その他の案件についてご説明させていただきます。

議案第３号につきましては、ただいま説明いたしました１３件のほかに、所有権移転８件、賃貸借権設定の新規１６０件、更新４１件、使用貸借権設定の更新２件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○○○円から○○○円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○円から○○円と幅がございます。これについても、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長　議案第４号、農用地利用集積等促進計画案の承認について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条、及び第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和６年２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　議案第４号、案件１番、２番は、○番、○○○○委員の関係議案ですが、○○委員は本日欠席しておりますので一般案件に繰り入れて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

参　与　議案書ナンバー２の２１５ページ、１番及び２番をご覧ください。関連がありますので合わせてご説明いたします。
農地の所在は、協和下淀川○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、外、田６筆、計７筆、合計面積○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を利用した、受け手の変更契約です。利用権の移転を受ける方は、○○○○○○

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任についてを議題とします。

事務局長　　報告第１号、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任について
大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第９条の規定により、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員を選任したのでこれを報告する

令和６年２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与　　現在欠員となっております大曲６番の農地利用最適化推進委員につきまして、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員評価委員の選任に関する要綱第９条の規定により、評価委員は会長が選任することになっております。そこで、本規定に基づきまして、選任されました評価委員を次のとおりご報告いたします。
８番、伊藤悟委員、９番、玉井慎太郎委員、１０番、小笠原喜悦委員、１１番、長澤信徳委員、１３番、伊藤又エ門委員、１４番、髙橋勝範委員、２０番、小松伸一委員、２１番、鈴木靖浩委員、以上８名でございます。
なお、ただいま選任されました委員に加え、会長並びに会長職務代理者におかれましては、評価委員会の開催について別途お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　以上報告といたします。

議　長　　次に、報告第２号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告についてを議題とします。

事務局長　　報告第２号、農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和６年２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与　　２１９ページをご覧ください。

神岡地域の株式会社農匠、協和地域の米・米くらぶから報告がありました。詳細につきましては、２２０ページから２２５ページをご覧ください。記載内容等を確認しましたが、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上報告といたします。

議　長　　これで本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

その他
（１）　能登半島地震に関する義援金の募集について
（２）　令和６年度総会日程表について

議　長　　委員の方々から何かありませんか。

議　長　　無いようですので、以上をもちまして、第８回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

(午前１１時１１分　閉会)